

開会 午前 8時55分

○書記（瀬々 君） では、少し定刻より早いですけど、これより総務建設委員会を始めさせていただきます。ご起立いただいてもよろしいでしょうか。

相互に礼。ご着席ください。

委員長より、ご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。

本日は、まず陳情の審査がありまして、その後、事業評価、こちら自由討議がありますので、時間まだ、この後予定もありますので、陳情のほうはまあ1時間を――以内には、目安として議論をしていただければと思います。

また、今日4名の方いらっしゃっておりますので、またご説明をよろしくをお願いいたします。

挨拶は以上とさせていただきます。

○書記（瀬々 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましては委員長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） これより総務建設委員会を行います。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから総務建設委員会を開会いたします。

総務建設委員会に付託された陳情6―4 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

協議に入る前に、事務局に陳情の概要について説明をさせます。事務局お願いします。

○書記（瀬々 君） 事務局です。

まず、今回の陳情について、概要の説明をさせていただきます。

受付番号、陳情6―4。件名は、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書でございます。

受付日は令和6年8月8日です。

陳情者は、静岡県労働組合評議会議長 菊池仁様でございます。

本日は、説明者として1名の方、また傍聴者として3名の方にお越しいただいております。

陳情の趣旨ですけれども、「すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること」等の内容を踏まえた意見書を国の関係機関へ提出することでございます。

私からの概要の説明は以上になります。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

審査に入る前に、陳情の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。

それでは、総務建設委員会に付託された陳情についての趣旨説明をお願いいたします。

○説明者（佐伯かをり君） 静岡県労働組合評議会で最低賃金を引き上げる運動をしております、佐伯と申します。よろしくをお願いいたします。

じゃあ、今日はその趣旨の説明をさせていただきたいんですが……

〔「着座にてお願いします」と呼ぶ者あり〕

○説明者（佐伯かをり君） 失礼いたします。

陳情の趣旨ということですが、2項目ございます。

1項目の「すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること」、まず、ここについて説明をさせていただきます。

最低賃金は、全ての労働者の賃金の基本となるものですので、働けば、その賃金で生活ができるということが基本だと思います。そういった意味で、私たちは、一体幾らあったら普通の生活ができるのかということ最低賃金の基本としたいというふうに考えまして、最低生計費試算というのをこの10年やっております。

資料の8ページ目に、全国どこでも1,500円から1,600円以上必要と、そういう日本地図がついた図があるかと思うんですが、静岡市が、静岡県だけでなく静岡市、浜松市、計算してみますと、この計算の仕方というのはマーケットバスケット方式という形で、生活するのに一体どのぐらいのものを持っていたらいいのか、それは1か月に換算するとどのぐらいの経費がかかっているのかということ積み上げていったものなんですけれども、静岡って結構、物価高いものですから、結構高く出ました。1,644円時、時間計算にして1,644円の仕事をフルに働いたとして得られる大体月給にすれば25万円程度がないと、「普通の生活」ですね、近所付き合いもできて親戚付き合いもできて、年に1回ぐらい旅行もできてみたい、そういう生活ができないというふうに出たんです。

これを、全国いろんなところで私たちの仲間に、やってもらいました。そうしたら、これが、北海道であれ、沖縄であれ東京であれ、差がないという結果が出たんです。最低賃金ですので、最低限の生活ということに関していえば、日本中どこでも同じぐらいの経費がかかるんだということが分かったわけです。

それで、それでなくても今、日本の最低賃金というのが47都道府県ばらばら、ばらばらにとか、最終的には県ごとの決定になっていますので、その格差というのが非常に大きくて200円以上の、時間給で200円以上の差がある、これが年間にすれば40万近い差になって出てきているような状態ですので、この地域間格差というのが非常に大きな問題になっております。

地域間格差が何で問題になるかといいますと、やっぱり最低賃金とか賃金の高いところに人が集まるという傾向は当然ございまして、資料のほうの4ページ、5ページぐらいを見ていただきますと、5ページのところに、最低賃金と、それから人口の流出の度合いというのが示されているんですけども、最低賃金が高いところに人が集まっています。首都圏と大阪ですね、ここは最低賃金も高いので、人が集まっています。最低賃金が低いところ、静岡もそうなんですが、そこは青い棒グラフで、人が減っているということが示されています。

実際、静岡県もこの10年来、労働人口が県外に流出していて、それが止まらないというのが現実になっています。

ですので、その地域間格差を何とかしないと、労働人口の流出は止まらないし、若い人が地元に基づいて地元の事業を継承していくということができなくなるというふうに考えます。それを止めるためにも、そこで働いたら暮らせる賃金というものを、最低賃金として、保障するという事は、とても必要になってくるのではないかとこのように思います。

生計費を調べてみると、全国、差がないわけですので、この47都道府県別々の最低賃金というのではなくて、全国一律でよいのではないかとこのように私たち考えているわけです。

例えば、コンビニ、コンビニの時給というのはほとんど最低賃金か最低賃金プラス1円ぐらいで設定されているんですが、コンビニは、売っているものが全国どこでも同じですよ。それで同じ値段で売っているわけです。ですから仕事も同じ、なんですけれども、賃金は、ばらつきがあるというのは、やっぱりちょっとこれは、同一労働同一賃金の考え方からしてもちょっとこれ外れているなと思うし、そんなに差があつていいものかというようなことを考えますと、やはり、同じ仕事をしたら同じ賃金、これを最低賃金においては実現していけたら、県外に出なくとも生きていけるという生活できるということが実現できるのでは

ないかということで、生計費に基づいて、全国一律最低賃金というのを、これは法改正、非常に難しいとは思いますが、そういった考え方で進めてほしいということを国に要求していただきたいというふうに思っています。

2 番目です。

次の「最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること」、この点につきましては、これは中小企業支援の中身を言っています。

日本の企業というのは、90%以上が中小企業です。大企業はほんの一握りですので、国の政策としても中小企業を中心に考えるのが妥当だというふうに考えています。実際は、どちらかという大企業の、まあ保護策が多いのかなって気がするんですけども、労働者も中小企業で働く労働者が7割以上を占めておりますので、やはり労働政策としても、中小企業を中心に考えていただくというのが国民のためというふうに考えます。

静岡県におきましては、97%が中小企業です。ですので、地方の行政においては本当に中小企業だけ考えていただいてもいいと思うぐらいなんですけれども、最低賃金がこのところどんどん、どんどん、上がっています。今までにないペースで上がっています。それは労働者にとっては本当に助かるというか、ずっと据え置かれた賃金がようやく、上がってきたという意味では、いいんですが、中小企業はそれはもう払えないだといってしまったときにはそれ止まってしまう、または事業を畳んでしまうという、そういうような結果にもつながってしまいますので、それは何としても止めたい。

中小企業がなければ、変な話、大企業も成り立たないでしょって私は思っているんです。やっぱり大企業の下請、孫請という、その多重下請構造、これが日本の経営構造の大きな根幹となっていますので、それをきちっと、整備していく。まあ、まあ下世話な言葉で言えば、下請いじめはやめてくれというのが、中小企業の方とお話をしたときに、そういうお話がありました。じゃあ一緒に訴えましょうと言ったら、ちょっとそれはできませんって言われたんですけども。やっぱり、その力関係で抑え込まれていて、なかなかその利益につながらない状況で経営をしてきたこの30年間、かと思うんです。

それを何とか、成立させるために人件費を削減してきたというようなどころがありますけれども、最低賃金が上がっていくことによって、法律で規定されますので、最低賃金は守らなくちゃいけない。すると、どこで利益を出すのかといったときに、価格低下が今しにくいということを、訴えるようになりましたね。で、価格転嫁をするんだと。させなくちゃいけ

ないんだということを国も言って、言うようになりましてので、そこは少しは改善できるのかなと思うんですが、やはり、長年続いている厳しい経営の中で、なかなか、正常化していくのは難しい。

それについてはやはり行政のほうから、多大なる支援、実際に使える支援というのを打ち出していないと、本当に、高齢化が進んでいる中小企業の中では、もう本当にここでやめてしまおうというのは実際あるんだというのを聞いていますので、それは非常に、技術的にも、それから伝統的にももったいないというか、それは何としても止めなきゃいけない状況にあると思います。やはり地方の経済を守っていく、活性化していくということは、日本の経済の根幹になるわけですから、それも大事なことなので、そのためには、やはり国の政策、それから地方の行政の政策としても、具体的に、中小企業がちゃんと成り立っていくような、そういうものを打ち出してもらいたいということを、国のほうに強く要請をして、議会のほうから要請をしていただくというのは非常に大きな力になるのではないかなというふうに思っています。

実際に、最低賃金審議会で答申を出した中に、附帯決議というのがついております。これは近年、非常に多くなっておりまして、静岡県も去年ぐらいからつけているんですけども、その中でですね、やはり中小企業の支援、これを何とか具体化してくれということが書かれています。やはりこれが、公労使の3者の中でも一致した意見というか、それが進まなかったら、最低賃金を引き上げて経済を活性化させるということはできないんだということが明確になっていると思います。

今年の最低賃金、最後の最後まで大荒れに荒れましたけれども、最後、決まったのが、徳島県ですね。50円の目安に対して84円、プラス34円という今までにない破格の引上げ額を出してきたんですが、一部には、びりになりたくないから最後の最後まで岩手と争ったみたいなことを言われていますが、当事者にしてみれば、やはり地方経済が回っていかない、人もどんどん出ていってしまう。それを止めるためには、やはり賃金をしっかりと上げていくしかない、そういうふうに判断されたかと思います。そのために、県としても、あそこは県知事が、かなり、力を発揮したというか、それがいいか悪いか分からないんですけども、県としても具体的な政策を立てるといような方針を出していますし、また福井県なんかは、それこそ、福井県というのは日本一、社長の多い県だというように言われています。ということは、やっぱり中小企業が多いのかなと思うんですけども、賃金を上げた企業については補助をするという、そういう独自の政策を出しています。

そういった具体的なものを出して、とにかく、潰れないように、やめてしまわないように、産業を続けさせるということ。そのためにも、中小企業支援というのは非常に具体的なものが求められていますので、そういったものをですね、国のほうに、地方議会から、強く要請をしていただきたいなというふうに思っています。

国に対する地方議会の要請というのは、年々増えておりまして、300から400出ております。これがやっぱりバックアップとなって、中央最低賃金審議会での目安額というのが毎年上がってきているんだなと思いますし、本当にそう、そこまでしないってというような状態に、今なっているのかなというふうに思います。

最低賃金は、本当に日本は、世界的に見ても低いです。少子化と、少子高齢化とそれから労働力不足をじゃあ何で補うかといったときに、退職しても働いてくださいねというものもありますけれども、外国人労働者に今までずっと頼ってきたわけです。ですけども、外国人労働者も、いろんな国の賃金事情を今は幾らでも調べることができますので、そうすると、日本に来てくれるかといったら非常に今それは難しいというような状態になっています。伊豆のほうに賃金に伺ったときに、やっぱり、伊豆の温泉街、人が足りないので外国人の方にも本当に声をかけるんですけど、来てくれないと言っていました。本当に来てくれないと言っていました。

やっぱり、今は韓国よりも日本の最低賃金が低くなってしまっていますし、そういった意味でも、国際的にも競争力に欠けている状態になっている。それどころか、やはり日本の賃金事情とかそういうのに展望が持たなくて海外に出ていく若者も非常に増えていますし、そういった意味では非常に危機的な状況かと思えます。ですので、働いたらきちんと暮らせる賃金、それを最低賃金にするための運動というのは非常にもう欠かせないなと思っていますし、それが今非常に求められていると思います。

自民党の議員の中に、最低賃金の一元化議連というのが、実はもう5年ぐらい前からできているんですね。やはり、地方選出の議員さんが中心かと思うんですけども、地方の経済を活性化するためにはどうしたらいいかということを考えたときに、やはり、あまりにも賃金が低過ぎてしまう。そうするとどうしたって、若者は外に出ていってしまう。そうじゃなくて、ちゃんとした賃金を引き上げることによって、地元を活性化させよう。そのためには、隣の県より低いよとか、そういった状態はなくさなきゃいけない。働いたら全国どこでも同じ価値を与えるべきだというところで、一元化の議連ができたというふうに思います。

静岡県の中では参加されている国会議員さんいないんですけども、やはりこの水準を上

げていく、それから地方を活性化させる、そういうことが今非常に求められているということを、自民党の議員さんの中から、もうこれ10年前だったら絶対なかったことなんですけど、できて、出てきているということは、これは会派とかそういうものの差ではなくて、国民的課題になってきているのだなというふうに私は思っています。

ですので、本当に、働いたらみんな生活できるような賃金を、地方でも、実現させると。そのためには地方の意見をきちんと、上に上げていく、中央に上げていくということが非常に大きな力になりますので、ぜひ、静岡県からも、この菊川からも意見を上げていただきたいと思って今日のご説明に上がりましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 説明が終わりました。ありがとうございました。

ただいまの説明について質問に移ります。陳情6—4について質問等ある方は、挙手にて発言をお願いいたします。

○16番（横山隆一君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山といいます。

今説明の中で、全国一律という話が出ましたですけど、コンビニの価格を引き合いに出されましたけども、エンゲル係数というんですかね、生活費に占める食料費の割合とかというのは、まあコンビニだけではなくて、むしろスーパーであるとかそういったものが考慮されているんです。公務員の給与に関しても、地域間格差と言いますが、いわゆる、地域手当なんか変動性を使っているわけです。これは生計調査の数値を見ても、これは明らかに、地域地域によって生活、いわゆる生計価格というのは違うわけで、これは私は、全国一律というのはちょっと説明としては不足しているというふうに感じました。

それで、もう一点は、2点目の中小企業・小規模事業所への特別補助ということですけども、私も自分で事業をやっていますし、私のおじも事業をやっていて、まあ下請けなんですけど、この関係というのはね、仕事を発注する側と下請けの関係というのは極めて微妙な関係があつてですね、なかなか、補助とかがついている形態にはなりにくい制度なんです、これというのは。どうしても日本の経済の構成というのはほとんどはそういう形態でやられていて、どういったじゃあ補助制度が、補助が適正かというところをですね、もう少し具体性を持って説明をしていただければ納得いくんですが、私が事業をやったり私のおじが事業をやったりする中では、非常に難しいように私は感じました。

その辺の説明は、補足説明できればお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。答弁を求めます。陳情者の方、お願いします。

○説明者（佐伯かをり君） ありがとうございます。

全国一律というのは本当に今までになかったことなので、びっくりされるのかなと思うんですけども、諸外国では全国一律が当たり前ですので、逆に言うと、都道府県ごと違うという日本のほうが特別なのかなというふうに思います。

私たちが全国一律にしたいというのは、その地域間格差によって人口移動も増えてしまうし、そういうことをなくすということが必要——地方にとって、これはとてもプラスになるというふうに考えています。ただ、全国一律って法律を変えなくちゃいけないものですから、なかなかそう簡単にはいかないなということも一応承知はしております。

生計費なんですけれども、物価だけではないんです。これはいろんなものを加味しております、説明が足らなくて本当に申し訳なかったんですが、私たちの生活の中で必要なものを全部抜き出しまして、それを実現するには一体幾らかかるのか、それを月に押しなべて積み上げていったという形なんです。都会、都会というか首都圏は確かに、まあ静岡も高いですけども、地方に比べれば物価は高い。特に、地価は高いですから、家賃とかは非常にかかってきますね。それはもう事実なんです。ですけども、地方ですごく経費がかかるのは、交通費なんです。車は必須アイテムですので、下手すれば1人1台というような状況になってしまっています。ないと本当に移動ができないものですから、それがかなり家計に占める割合って大きいんですね。それが、首都圏に行くと交通網が非常に発達していますので、経費がかからない。そこで、その地価の重い部分と地方のその車代とが、ちょうど折り合うような形で。

そうすると、先ほど見ていただいたように、日本中どこでも、時給換算すれば1,500円内外で1年間フルに働けるというような、そういう状況で、最低生計費は同じぐらいなんだよという結果が出たんです。これは最低生計費ですので、そこに幾らでもプラスして豊かな生活ができることはできるんですが、最低限、これだけないと普通の生活できないよというところは、全国どこでも同じようなものだよというようなことが分かったので、であれば、全国、みんな一緒に、一生懸命働いているんだから最低賃金ぐらいは一緒にならないだろうかというので出てきたのが、全国一律最低賃金という考え方なんです。

これは、すぐできると思っておりませんし、今その最低賃金の差が200円以上ありますので、これをすぐに縮めるということは到底無理だということも分かっていますので、適正化措置

などを取りながら徐々に縮めていくのか、法制化するに当たっては何年かかかるんだというふうには思っています。ですので、すぐにとは思いませんが、それを目指すということは必要なんではないかなというふうに思っています。

それから、特別補助という、考えてみれば非常に曖昧な言い方だなんてふと思ったりもしたんですが。

中小企業の方とお話をするのも何回かありまして、資料のほうの11ページ目に中小企業支援の強化ということが書かれています。一番、経営者の方がおっしゃられるのが、社会保険料が非常に重いんだということなので、これの減免措置というのはかなり有効な手段だというふうには聞いています。ですので、まずその辺のところから取りかかるとか、あとは公正取引ですね、下請け構造、なかなか複雑にできていますので、これを一気に変えていくとかいうのは難しいというのも重々承知はしておりますけれども、でも、これを変えていかないと、やはり中小企業の経営ってなかなか……、何ていうかな、「楽にならない」と言ったら変な話なんです。いつも間に挟まっていて、そこに利潤が生まれません。

中小企業の方のほうは、非常に、正規、非正規を言うならば正規雇用をしていただいて、従業員の方を大事にしているのを私は承知しています。ですので、それこそ、事業者の方は身銭を切っても給料を払わないと、従業員の方いなくなってしまうので、すごく大事にしているということは聞いていますし、そうだなと思っています。

ですので、そうではなくて、ちゃんと、事業者の方だってちゃんと報酬が手に入れられるような、そういうような形に正常化していくということが必要なのかなというふうに思っています。

[発言する者あり]

○分科会長（西下敦基君） 時間もありますので、回答いただきましたが、再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。

一点だけ簡単に申し上げますが、今言った、皆さん方が書かれていることは、今説明されたことは理解できます。すぐに現実は無理、実現は無理にしてもですね、もし仮にこれが可能であれば、私は、やっていただくのはいいなというふうに思います。

しかしながら、こういった要望等については、もう少し具体性を持って上げていくべきだなということを思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方。6番。

○6番（須藤有紀君） すみません、ちょっと内容の確認をさせていただきたいと思います。

意見書の提出を求めるということで、意見書を頂いているんですけども、要求事項、要望事項としては3点、全国一律最低賃金制度の実現と、中小企業・小規模事業所への特別補助、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みづくり、この3点を要望されるという認識でよろしいでしょうか。まず、まずここを確認させてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。陳情の方から説明をお願いします。どうぞ。

○説明者（佐伯かをり君） ありがとうございます。

意見書としてお渡ししてあるものがあるかと思うんですが、これ意見書、案で、こんな形でどうですかという案に過ぎないので、皆さんで討議をしていただいて、この言葉はちょっとカットしてとか、これは曖昧だからもっと具体的な、議会としてこういう言葉に変えたいとかっていうふうに変えていただいて、趣旨を理解していただければ、それでいいかというふうに思います。

今お話しいただきましたように、全国一律制を実現することというのを第一の目標にしておりますけれども、この全国一律制度を実現する以前の問題として、とにかく最低賃金もっと引き上げろと。大幅に引き上げてほしいというのもございますので、その辺も1項目上げていただければ、それはそれで非常に大きな重みがあるのかなというふうに思います。

あとは、支援についてですが、これもし具体的に議会のほうで、こういった支援をしてくれというようなことがあれば、それを上げていただいたほうが先ほどのお話ですと効果があるのかなというふうにも思いますし、あとは公正取引についてももっと具体的に、出せるのならば、当事者の方が、具体的な言葉で出していただければいいかなというふうには思っています。

本当にこの文書のとおりである必要はないので、こういった趣旨で陳情していますということですので、その内容については議会の中で決めていただければというふうに思っております。

○分科会長（西下敦基君） 回答はいただきました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

分かりました。

そうしましたら、ちょっと2点確認なんですけど、「最低賃金の引上げ」というのが最低限の要望事項で、できれば「一律最低賃金制度の実現」というところで、引上げもしくは一

律最低賃金制度の実現を目指したいということでもいいのかというところをまず確認させていただきたいのと、あと先ほどの中小企業・小規模事業所への特別補助の内容としては、資料の11ページでいただいている3項目がその具体的内容ということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 回答を求めます。どうぞ。

○説明者（佐伯かをり君） ありがとうございます。

そのとおりでお願いしたいと思います。まずは、今の状態ではやっと静岡県も1,000円を、10月1日から超える、やっと、やっと超えたというところなものですから、やっぱり1,000円でも、1年間、まあ2,000時間働いたとしても、年収200万以下のワーキングプアというところは変わらないんですね。ですから、そこはもっと上げていかなきゃいけない。この物価高対応できないというのがありますので、まず上げて、それから、全国一律制を目指したいんだという、まずは上げたいというのがあります。

それから、「特別補助」という言い方がいいかどうか分からないですけど、やはり中小企業支援は強化してほしいということで、この11ページの項目を上げさせていただきましたが、これはちょっと無理なんじゃないというのが皆さんの話合いの中であればそれは抜いていただいても構いませんし、具体的に書かないで、補助を強化するとか、そういった内容でも構わないかというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） もう一点だけ、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

そうしますと、11ページに書かれている「有効需要の創出」というのが、「地域循環」、
「提言の第三 地域循環」の中に「有効需要の創出」というのを書いていただいているんですけど、これはケインズ経済学に基づくもの、公共投資ですとか財政出動とかっていうのを念頭においての文言ということよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 回答を求めます。どうぞ。

○説明者（佐伯かをり君） 私もあまり詳しくはないんですが、要は、需要がなければ経済回りませんので、とにかく需要を出すんだと。そういった意味ですので、難しいことはちょっと私もおめんなさいなんですが、とにかく、需要を創出しないことには、経済回っていきませんよということです。

○6番（須藤有紀君） 分かりました。大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいです。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） はい。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山と申します。

あなた方にとって、現状、国の最低賃金の審査、各県の審査、この制度をどのように思われますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。よろしくお願いします。

○説明者（佐伯かをり君） まず、中央最低賃金審議会ですね、目安を出す。これは、一定の目安は何で出すようにしたのかは分からないんですが、一番初めは多分、各県でやったと思うんです。ばらつきが非常にあったというふうに聞いています。ですので、一定そのばらつきを収めるために目安というのを出すというような手法で中央最低賃金審議会にまずは、目安で、これに基づいて各地方で地方の実情に合った審議会を——で決めてくださいということになったのかなと思うんですが、実……

〔「違うんです」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） あ、どうぞ。続けてください。

○説明者（佐伯かをり君） 実際今、静岡の審議会は、目安どおりの答申を出していますので、プラスになったりとかマイナスになったりとかはしていません。ですので、本当に、まあ国の方針どおりで静岡県は、最賃審議会を行っています。去年、今年ぐらいのところで、最低賃金が低い地域についてはかなり目安プラス何円というような形で出て、今年はまだ最高のプラス34円が出たわけですけども、やっぱりそれは地方の事情を明確に反映しているのかなというふうに思います。

静岡県も決してその最低賃金が、高いわけではないですよ。もうずっとこの10年来は、加重平均以下ですので、上から数えると9番目くらいなんですけど、加重平均をずっと割り続けています。隣を見れば、もう早々に1,000円を超えた神奈川県がいて、去年は神奈川も東京も愛知も1,000円を超えて、そこに挟まって落ち込んでいる状態が続いているわけですので、本当は静岡県の最低賃金審議会は、そういった事情を考えたら、もっと上乘せをするという、そういう審議が……、できるのかなと思ったんですが、実際はできていなくてですね。静岡県の審議会は、ほとんど公開されていませんので、中で何をやっているかちょっと分からない

いんです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

質疑だけで。意見はまた後の自由討議とかでお願いいたします。

ほかに質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいです。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、陳情についての質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

これより、本陳情についての協議に移ります。

陳情者のご退席をお願いいたします。傍聴される場合は後ろのほうでお願いします。

それでは、本陳情について皆さんからご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある委員については、順次、発言をお願いいたします。11番。

○11番（横山陽仁君） 賃金の決め方なんですけれどもね、国もそうです、県もそうなんですけれども、いわゆる労働者の代表と——これはもう「労働者」と言っても大企業から中小企業までの労働者の代表を呼んで、こちらでは大企業から中小企業の代表者を呼んで、それでいわゆる国が仲立になって、賃金のその年のあれを決めるわけですよ、最低賃金をどうしようかということ。それには、やはり、一番費用がかかるというか経費がかかる部分は、土地とか、いわゆる住宅用地とか、そういったものが勘案されて、全国をA、B、Cという地区に分けて、その中で検討している。そこで決まったのが、各県へ下りてくるわけです。各県も同じように、大企業、中小企業の労働者、経営者の意見を聞きながら、最低賃金を決めていく。

それで、その決め方はね、例えば、その最低賃金が全部の業種に一律ということじゃあないですよ。例えば、電気関係だったら、こういう賃金じゃなくて、1,200円はやっぱりやらないといけないねと。鋳物の関係だったら1,300円はやらないかんねと。そういう細かい部分まで決めているわけです。だから、本当にこの最低賃金で反映されるというのは、先ほどあの人たちが言ったように、それこそパートのような形でね、コンビニで働く人たちのものが最低なんですけれども、最近はコンビニでも、この賃金じゃあ人が来てくれないものですから、それを1,100円、1,200円をしている時代なんです。それで、やっぱり、私としては、そういうシステムで出来上がっているものをね、壊して、いわゆるとんとん払い、その話というのはちょっと、納得いかないなという気がします。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方、挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

この前、新聞の報道でありましたけれども、静岡労働局、静岡地方最低賃金審議会、この前、各県で50円を上げましょう、いわゆる地域間の格差の関係があるんですけども、一律50円ぐらいを目安にということで、実質的には静岡、県のほうは4年連続で上げて、賃金を上げているんですね。実質的に1,034円。以前は早く1,000円を突破するように目指しましょうというような時代もあったんですけども、ようやく、1,000円を超えてきたというような実情があるわけでありまして。

先ほど横山議員のほうから、業種によつての賃金というのは、当然ね、あるかと思うんです。まあ一律ということはなかなか、厳しい条件じゃあないかなと思うんです。

実際に、菊川市内のいわゆる事業所、こういったものを見てみると、今現在、事業所統計のほうで、事業所の数が1,814、それから従業員が1万8,510人、そういうような事業所統計で出ているわけでありましてけれども、やはり、菊川市内の企業は当然、全国で70%以上の中小企業の率はあるんですけども、やっぱりほとんどが中小、いわゆる零細企業ということになってございます。この一律1,500円にするということ自体でございましてけれども、企業の負担増加とか、要するに雇用の減少とか、いわゆる価格の上昇につながってくる。それから、若年層や未経験者も雇用機会が減少するんじゃないかということも言われております。そういった面で、基本的に難しい状況にあるということの中で、静岡県で、最低賃金審議会、こういったところで決めた形の賃金でしばらく様子を見る必要があるんじゃないかということが、自分としては考えられます。

とにかく、国のほうは、地方が元気になるようにというような地方創生、こういったものを取り組んでいるということもございまして。

ただし、中小企業の支援の充実についてはね、当然やっていかなければならないことだと思います。菊川市のほうそのものが、今度、産業支援センターができておりますので、新たないわゆる企業支援、創業支援、こういったものを充実していく方法を打ち立てながら今後計画を進めていくことになりますので、そういったものと併せながら少し考える必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方、挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。

最低賃金につきましては、令和5年に43円、それで980円になったと。それで、令和6年に

ほぼ50円という形に決定されたようですけども1,034円になった。この伸びというのは、過去の経過の中では相当大きな伸びであったと、こういうふうにお聞きしております。

これが一般の中小企業、特に、先ほどもおっしゃられましたけれども、中小、零細・小規模事業者にとってどのような影響が出てくるかというのは、今後、推移を注視していかなくちゃいけないことなのかなと、こんなふうに思います。中小企業の支援事業というのはいろいろあるんですけど、それが十分に働いてないというような状況もあろうかと思えますけれども、そこ辺の状況をですね、しっかり見極めた上で、こういった全国統一一律賃金とかそういったものは要請していくべきものであって、もう少し、今の時点ではまだ、要望を出す、時期尚早なんではないのかなと、こんな気がしております。

それから、やっぱり県の審議会のほうでも、先ほどおっしゃられましたように、公益の代表であったり使用者の代表であったり、それから労働者の代表であったり、そういった3者が、同人数の委員を出されてですね、検討されているという、重い会議といいますか、機関であろうと思いますので、その決定については、やっぱり、私は、見守っていくべきだと。私の立場としては、そんなふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

最低賃金につきましては、地域別の最低賃金という設定です、あとは特定の業種に関して特定の最低賃金というのが設定されているんですけど、地域別の最低賃金というのはそれぞれの地域、特性をですね、勘案した上での決定かと思えます。静岡県、先ほど車の話を引き合いに出されましたけど、交通手段というところで、違うところのインフラが整備されればそれもクリアされますし、やっぱりいろんな部分をしっかり考えた上での最低賃金かと思えます。

もう一つ。私、ベアの、ベースアップのない時代にサラリーマンをやっていましたので、給料が上がっていかない非常に辛い時期をですね、過ごしたわけでございますけど、でも、それは、社会の流れ、企業の利益という部分が上がってないから上げられないという、そういう状況でございました。まあ、それは致し方ない状態でございました。

これから日本が元気になっていけばですね、労働者に対する賃金も上げていくことができると思えます。現状におきまして、やっぱり中小企業それぞれですね、企業さん、負担が大きくなります。厚生年金への加入も求められておりますので、そういう部分を考えますと、

全国一律で上げるというのは、まあ、ちょっと、厳しいかなと思います。

あと、一つ気になったところは、意見書の中で「人間らしい生活」という表現があるんですけど、これはちょっと使ってはいけないような表現かと思いますので、まあこれは、本当に、ちょっと残念だなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

先ほど陳情者のほうから、企業の90%が中小企業だというお話がございました。その中で私、中小企業の方とお話をしますと、やはり、原材料の高騰というのが、企業を、企業の経営を圧迫するというお話がございました。そこに、やはり賃金を上げたくても上げられないという経営者の方の悲痛な声も聞いております。

ですから、やはり、最低賃金審議会というのが静岡県にあるのであればね、そこでしっかり、バランスの取れた話合いをしていただいて、企業の従業員の方の負担軽減につながるような形を取っていただくのが私は最善だと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。8番。鈴木委員。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。

中小企業庁が補助金制度を出しております。ものづくり・サービスの補助金というもの。全国で非常にたくさんの企業がそれに応募して補助金を頂いているという現実があり、その条件の中に、従業員の賃金を、安倍総理のときに始まったんですが、2%以上賃上げをした、する、そういう企業に対して補助金を出すという、その条件が付されておりました。

やはり一律に上げるというのではなくて、どうしてもその企業にとって、その従業員が大切に、働いてもらいたいという、そういうことであれば、新しいことにチャレンジをして、そして補助金を、そのためには補助金をもらって、従業員に転嫁していくという、そういう考え方の企業がたくさんおりますので。一律というのではなくて、各企業が一生懸命そういう、従業員のために、社会のために新しいことを提案して、いいものを提供していくという、サービスもそうですが、それによって、売上げというものを増やして、賃金を上げることができるようになるということですので、そういった方向で、それぞれが頑張っていないといけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

陳情の方のお話を伺っていて、お気持ちはすごく、よく分かるといいますか、確かに物価高だし、ちょっとこれからの生活考えると心配な面もいろいろあるしってということで、お気持ちはすごく分かる面がございました。

ただ、松本議員とかもおっしゃったと思うんですけど、賃上げによって多分ダメージが一番受けるのが中小企業じゃないかなというところで、その賃上げによって、社会保険料を払うのも大変だとおっしゃっている中小企業の皆さまが、ちょっと経済活動大変になるんじゃないかなというのを考えたときに、その具体対応策として、特別補助と仕組みの整備ということで2番目に上げられていると思うんですけど、この特別補助の内容として、ちょっと、ケインズ経済学を持ってこられているというところが私はちょっと気になりまして。

公共投資ですか財政出動の具体例として浮かぶのが、ちょっと例えは悪いんですけど、ナチス政権下、ドイツのヒトラーの時代のアウトバーン、あと今の中国がやっている不動産投資、あの辺が私は浮かぶんですけども、ちょっと一時的な経済行為としては効果はあるんですけど、賃上げをするというのは、日常的にそのコストがかかることになるので、日常的にこのケインズ経済学で対策が取れるかというところはちょっと難しいんじゃないかなというのは思いました。

賃上げすることによって中小企業がダメージを受ける、その中小企業に対する支援策として上げていらっしゃるこの具体策は、ちょっと、難しいんじゃないかなというのを受けますと、やっぱり総合的に見て、今は賃上げはできないでしょうし、意見書の内容の実現もちょっと難しいんじゃないかなというのが、感じたところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、大体ほとんど皆さん、意見を言われたということでよろしいですかね。このまま採決のほうに移るような感じでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。それでは、採決へ移らせていただきます。

陳情6—4 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○分科会長（西下敦基君） 挙手少数。よって、本陳情は、不採択とすべきものと決しました。

それでは、27日の本会議で、「不採択とすべきもの」との委員長報告を行います。

以上で、陳情審査を終了いたします。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） お疲れさまでした。

[発言する者あり]

○書記（瀬々 君） それでは、互礼をもって終了しますので、ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午前 9時46分